

広島県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路路事業（広島平和記念都市建設事業）三・五・七八五号可部大毛寺線及び三・四・七四一号高陽可部線

三 事業施行期間

平成二十七年二月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市安佐北区可部東四丁目、可部東二丁目及び可部南五丁目地内  
使用の部分

広島県広島市安佐北区可部東二丁目及び可部南五丁目地内